

## 鹿 児 島 県 公 報

平成29年 3 月 31 日（金）第3301号の12



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 条 例

○鹿児島県税条例の一部を改正する条例（※）（税務課取扱い） 1

## 条 例

鹿児島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県条例第19号

鹿児島県税条例の一部を改正する条例

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項から第6項までを削る。

第24条の2中「第20条第4項の申告書」を「法第32条第13項に規定する特定配当等申告書」に、「第20条第6項の申告書」を「法第32条第15項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に改める。

第31条の5中「地方税法施行規則」の次に「（昭和29年総理府令第23号）」を加える。

第35条第2項中「によつて」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改める。

第41条第1項各号列記以外の部分中「各号に掲げる区分」を「表の左欄に掲げる法人の区分」に、「当該各号」を「同表の右欄」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

法人の区分		期間
(1) 法第72条 の25第1 項、第72条 の28第1項 又は第72条 の29第1項	ア イに掲げる法人以外の法人	当該法人の当該事業年度 終了の日から2月以内
	イ 外国法人で法第72条の9第1項に規定する納税管理人を定めなくて法の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるもの（同条第2項の認定を受けたものを除く。）	当該法人の当該事業年度 終了の日から2月を経過 した日の前日と当該事務 所又は事業所を有しない

に規定する 法人		こととなる日のいずれか 早い日まで
(2) 法第72条の25第2項（同条第6項（法第72条の28第2項又は第72条の29第2項において準用する場合を含む。））、法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）又は第4項（法第72条の25第7項（法第72条の28第2項又は第72条の29第2項において準用する場合を含む。））、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定により知事（2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事。以下この表において同じ。）の承認を受けた法人		当該法人の当該事業年度終了の日から知事の指定した日まで
(3) 法第72条の25第3項（法第72条の28第2項又は第72条の29第2項において準用する場合を含む。以下この表及び次項において同じ。）の規定により知事の承認を受けた法人	ア イ及びウに掲げる法人以外の法人	当該法人の当該事業年度以後の各事業年度終了の日から3月以内
	イ 会計監査人を置いている法人で、当該法人の定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下この表において「定款等」という。）の定めにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日から3月以内に、当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められるもの（ウに掲げるものを除く。）	当該法人の当該事業年度以後の各事業年度終了の日から当該定めの内容を勘案して3月を超え6月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内
	ウ 法第72条の25第3項の特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる法人	当該法人の当該事業年度以後の各事業年度終了の日から知事が指定する3月を超える月数の期間内
(4) 法第72条の25第5項（法第72条の28第2項又は第72条の29第2項において準	ア イ及びウに掲げる法人以外の法人	当該法人の当該事業年度以後の各事業年度（その終了の日を連結親法人事業年度（法第72条の13第9項に規定する連結親法人事業年度をいう。）終了の日と同じくする事業

<p>用する場合を含む。以下この表及び次項において同じ。）の規定により知事の承認を受けた法人</p>	<p>イ 連結親法人が会計監査人を置いている法人で、当該連結親法人の定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の各連結事業年度（法第72条の13第13項に規定する連結事業年度をいう。以下この表において同じ。）の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められるもの（ウに掲げるものを除く。）</p> <p>ウ 法第72条の25第5項の特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内に連結親法人に係る各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、同項の連結法人に特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得（法第72条の15第1項に規定する連結所得をいう。）の金額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる法人</p>	<p>年度に限る。以下この表の(4)の項において同じ。)終了の日から4月以内</p> <p>当該法人の当該事業年度以後の各事業年度終了の日から当該定めの内容を勘案して4月を超え6月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内</p> <p>当該法人の当該事業年度以後の各事業年度終了の日から知事が指定する4月を超える月数の期間内</p>
(5) 法第72条の26第1項に規定する法人		<p>当該法人の当該事業年度の開始の日から6月を経過した日から2月以内</p>
(6) 法第72条の29第3項の規定の適用を受ける法人		<p>当該法人の当該事業年度終了の日から1月以内 （当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで）</p>

第41条第2項中「又は法第72条の28第1項の規定によつて」を「、第72条の28第1項又は第

72条の29第1項の規定により」に改め、「理由」の次に「（同条第2項又は第4項の規定を適用する場合には、同条第3項及び第5項の規定の適用を受けることができる理由を除く。）」を、「第72条の28第2項」の次に「又は第72条の29第2項」を、「第14条」の次に「又は法第72条の25第2項若しくは第4項」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第14条の規定により申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法第72条の26第1項の規定による申告納付（以下この項において「中間申告納付」という。）に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の法第72条の28第1項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、法第72条の26第1項の規定にかかわらず、当該中間申告納付をすることを要しない。

第124条中「又は第349条の3」を「，第349条の3又は第349条の3の4」に、「によつて」を「により」に、「こえる」を「超える」に改める。

附則第6条の3の2中「第72条の48第2項に規定する事業税額の課税標準の」を「第72条の48第3項に規定する」に改める。

附則第7条の2を削る。

附則第8条から第11条までを次のように改める。

第8条から第11条まで 削除

附則第12条第2項中「附則第12条の2の3第2項」を「附則第12条の2の2第2項」に、「掲げる自動車」を「規定するガソリン自動車」に、「附則第12条の2の2第2項」を「附則第12条の2第2項」に、「附則第12条の2の5第6項から第11項まで」を「附則第12条の2の4第6項から第12項まで」に改め、同条第3項中「附則第12条の2の3第3項」を「附則第12条の2の2第3項」に、「附則第12条の2の5第6項から第11項まで」を「附則第12条の2の4第6項から第12項まで」に、「100分の40」を「100分の25」に改め、同条第4項中「附則第12条の2の3第4項」を「附則第12条の2の2第4項」に、「附則第12条の2の5第6項から第11項まで」を「附則第12条の2の4第6項から第12項まで」に、「100分の60」を「100分の40」に改め、同条第5項中「附則第12条の2の3第5項」を「附則第12条の2の2第5項」に、「規定するガソリン自動車」を「掲げる自動車」に、「附則第12条の2の5第6項から第11項まで」を「附則第12条の2の4第6項から第12項まで」に、「100分の80」を「100分の50」に改め、同条に次の3項を加える。

6 法附則第12条の2の2第6項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が法附則第12条の2の2第6項に定める期間の末日までに行われたときに限り、第79条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

7 法附則第12条の2の2第7項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第

2 項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が法附則第12条の2の2第7項に定める期間の末日までに行われたときに限り、第79条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

- 8 法附則第12条の2の2第8項に掲げる自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が法附則第12条の2の2第8項に定める期間の末日までに行われたときに限り、第79条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

附則第12条の2中「附則第12条の2の5」を「附則第12条の2の4」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（自動車取得税の賦課徴収の特例）

第12条の2の2 知事は、納付すべき自動車取得税の額について不足額があることを第81条第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等（法附則第12条の2の5第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について法第129条第1項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、同条第2項の規定その他の自動車取得税に関する規定（法第132条及び第133条の規定を除く。）を適用する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における法第129条第2項の規定による決定により納付すべき自動車取得税の額は、前項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 3 第1項の規定の適用がある場合における法第17条の5第1項及び第18条第1項の規定の適用については、法第17条の5第1項中「5年」とあるのは「7年」と、法第18条第1項中「5年間」とあるのは「7年間」とする。

附則第13条の2（見出しを含む。）中「附則第12条の2の2第1項」を「附則第12条の2第1項」に改める。

附則第17条第1項中「次の表の左欄」を「附則別表第1の自動車の区分の欄」に、「中欄」を「通常税率の欄」に、「右欄」を「重課税率の欄」に改め、同項第1号中「平成16年3月31日」を「平成18年3月31日」に改め、同項第2号中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改め、同項の表を削り、同条第2項中「掲げる自動車」を「規定する自動車」に、「次

の表の左欄」を「附則別表第2の自動車の区分の欄」に、「中欄」を「通常税率の欄」に、「右欄」を「軽課税率の欄」に改め、同項の表を削り、同条第3項中「次の表の左欄」を「附則別表第3の自動車の区分の欄」に、「中欄」を「通常税率の欄」に、「右欄」を「軽課税率の欄」に改め、同項の表を削り、同条に次の2項を加える。

4 法附則第12条の3第5項に規定する自動車に対する第101条の規定の適用については、当該自動車が同項に定める期間の末日までの間に新車新規登録を受けた場合には、同日の属する年度の翌年度分の自動車税に限り、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる規定中同表の通常税率の欄に掲げる字句は、それぞれ同表の軽課税率の欄に掲げる字句とする。

5 法附則第12条の3第6項に規定する自動車（同条第5項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第101条の規定の適用については、当該自動車が法附則第12条の3第6項に定める期間の末日までの間に新車新規登録を受けた場合には、同日の属する年度の翌年度分の自動車税に限り、附則別表第3の自動車の区分の欄に掲げる規定中同表の通常税率の欄に掲げる字句は、それぞれ同表の軽課税率の欄に掲げる字句とする。

附則第18条を附則第18条の2とする。

附則第17条の2第1項中「、附則第8条第1項中「第35条第1項」とあるのは「第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。））」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第8条の2第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第9条第1項中「第35条第1項」とあるのは「第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。））」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」とを削り、「附則第5条の6、附則第8条、附則第8条の2又は附則第9条」を「同条」に改め、同条第2項中「、附則第8条、附則第8条の2又は附則第9条」を削り、同条第3項を削り、同条を附則第18条とする。

附則第17条の次に次の1条を加える。

（自動車税の賦課徴収の特例）

第17条の2 知事は、納付すべき自動車税の額について不足額があることを第103条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等（法附則第12条の4第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、

自動車税に関する規定（第105条及び第106条並びに法第152条から第154条までの規定を除く。）を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 第1項の規定の適用がある場合における法第17条の5第3項、第18条第1項及び第163条第1項の規定の適用については、法第17条の5第3項中「3年」とあるのは「7年」と、法第18条第1項中「5年間」とあるのは「7年間」と、法第163条第1項中「納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下自動車税について同様とする」とあるのは「附則第12条の4第2項の規定の適用がないものとした場合の当該自動車の所有者についての自動車税の納期限とし、当該納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。以下この項において同じ」とする。

附則の次に附則別表として次の3表を加える。

附則別表第1（附則第17条関係）

自動車の区分	通常税率	重課税率
第101条第1項第1号ア	7,500円	8,600円
	8,500円	9,700円
	9,500円	10,900円
	13,800円	15,800円
	15,700円	18,000円
	17,900円	20,500円
	20,500円	23,500円
	23,600円	27,100円
	27,200円	31,200円
	40,700円	46,800円
第101条第1項第1号イ	29,500円	33,900円
	34,500円	39,600円
	39,500円	45,400円
	45,000円	51,700円
	51,000円	58,600円
	58,000円	66,700円
	66,500円	76,400円
	76,500円	87,900円
	88,000円	101,200円
	111,000円	127,600円
第101条第1項第2号ア	6,500円	7,100円
	9,000円	9,900円

	12,000円	13,200円
	15,000円	16,500円
	18,500円	20,300円
	22,000円	24,200円
	25,500円	28,000円
	29,500円	32,400円
	4,700円	5,100円
第101条第1項第2号イ	8,000円	8,800円
	11,500円	12,600円
	16,000円	17,600円
	20,500円	22,500円
	25,500円	28,000円
	30,000円	33,000円
	35,000円	38,500円
	40,500円	44,500円
	6,300円	6,900円
第101条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	8,200円
	15,100円	16,600円
第101条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	11,200円
	20,600円	22,600円
第101条第1項第3号ア(イ)	26,500円	29,100円
	32,000円	35,200円
	38,000円	41,800円
	44,000円	48,400円
	50,500円	55,500円
	57,000円	62,700円
	64,000円	70,400円
第101条第1項第3号イ	33,000円	36,300円
	41,000円	45,100円
	49,000円	53,900円
	57,000円	62,700円
	65,500円	72,000円
	74,000円	81,400円
	83,000円	91,300円
第101条第1項第3号ウ	12,000円	13,200円
	14,500円	15,900円

	17,500円	19,200円
	20,000円	22,000円
	22,500円	24,700円
	25,500円	28,000円
	29,000円	31,900円
第101条第1項第4号	23,600円	27,100円
	27,600円	31,700円
	31,600円	36,300円
	36,000円	41,400円
	40,800円	46,900円
	46,400円	53,300円
	53,200円	61,100円
	61,200円	70,300円
	70,400円	80,900円
	88,800円	102,100円
第101条第1項第5号	4,500円	5,100円
	6,000円	6,900円
第101条第2項第1号	3,700円	4,100円
	4,700円	5,200円
	6,300円	6,900円
第101条第2項第2号	5,200円	5,700円
	6,300円	6,900円
	8,000円	8,800円

附則別表第2（附則第17条関係）

自動車の区分	通常税率	軽課税率
第101条第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第101条第1項第1号イ	29,500円	7,500円

	34,500円	9,000円
	39,500円	10,000円
	45,000円	11,500円
	51,000円	13,000円
	58,000円	14,500円
	66,500円	17,000円
	76,500円	19,500円
	88,000円	22,000円
	111,000円	28,000円
第101条第1項第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第101条第1項第2号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第101条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円
第101条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第101条第1項第3号ア(ア)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円

	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第101条第1項第3号ア(イ)	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第101条第1項第3号イ	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第101条第1項第3号ウ	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第101条第1項第4号	23,600円	6,000円
	27,600円	7,000円
	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円
第101条第1項第5号	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第101条第2項第1号	3,700円	1,000円

	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第101条第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

附則別表第3（附則第17条関係）

自動車の区分	通常税率	軽課税率
第101条第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第101条第1項第1号イ	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
	88,000円	44,000円
	111,000円	55,500円
第101条第1項第2号ア	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円

第101条第1項第2号イ	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
第101条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	4,000円
	15,100円	8,000円
第101条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	5,500円
	20,600円	10,500円
第101条第1項第3号ア(ア)	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第101条第1項第3号ア(イ)	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円
第101条第1項第3号イ	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第101条第1項第3号ウ	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円

	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第101条第1項第4号	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
第101条第1項第5号	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第101条第2項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第101条第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第6条の3の2の改正規定及び附則第3条第2項の規定は、公布の日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の鹿児島県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第3条 新条例第41条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第6条の3の2の規定は、平成29年3月31日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 知事は、納付すべき自動車取得税（施行日前の自動車の取得に対するものに限る。）の額について不足額があることを鹿児島県税条例第81条第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る自動車の取得者以外の者（以下この項及び次項において「第三者」という。）にあるときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第129条第4項の規定による通知をする前に、当該第三者（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。以下「29年改正法」という。）附則第11条第2項に規定する当該第三者と特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し、当該不足額に係る自動車取得税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を当該不足額に係る自動車について地方税法第129条第1項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、同条第2項の規定その他の自動車取得税に関する規定（同法第132条及び第133条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

4 第2項の規定の適用がある場合における地方税法第130条第2項の規定の適用については、同項中「第122条第1項」とあるのは「同項」と、「この節」とあるのは「この項」と、「納期限までの期間又は当該納期限」とあるのは「納期限」とする。

（自動車税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 知事は、納付すべき自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを鹿児島県税条例第103条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る自動車の所有者以外の者（以下この項及び次項において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（29年改正法附則第14条第2項に規定する当該第三者と特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において

同じ。)に対し、当該不足額に係る自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定（同条例第105条及び第106条並びに地方税法第152条から第154条までの規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（固定資産税に関する経過措置）

第6条 新条例第124条の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等（29年改正法第1条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等をいう。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（鹿児島県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 鹿児島県税条例の一部を改正する条例（平成28年鹿児島県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中鹿児島県税条例附則第10条から第13条までの改正規定を次のように改める。

附則第8条から第13条までを次のように改める。

第8条から第13条まで 削除